(自動車の騒音防止装置)

- 第40条 自動車(被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車は、別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常 走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造であること。
 - 二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車	騒音の大きさ	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動	車両総重量が 3.5 tを超え、原動機の	99
車(専ら乗用の用に供する乗車定	最高出力が 150kW を超えるもの	
員 10 人以下の自動車及び二輪自		
動車(側車付二輪自動車を含む。	車両総重量が 3.5 tを超え、原動機の	98
以下この条並びに別添 38「近接排	最高出力が 150kW 以下のもの	
気騒音の測定方法」、別添 39「定	車両総重量が 3.5 t 以下のもの	97
常走行騒音の測定方法」及び別添		
40「加速走行騒音の測定方法」に		
おいて同じ。)を除く。)		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10	車両の後部に原動機を有するもの	100
人以下の普通自動車、小型自動車		
及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの以外	96
	のもの	
小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車に限る。)		94

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法第 75 条第4項の検査又は施行規則第 62条の3第5項若しくは同令第 62条の4の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)にあっては、新規検査又は予備検査)の際、別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ		
			定常走	加速走
			行騒音	行騒音
普通自動車、小型	車両総重量が	すべての車輪に動力を伝達できる構造	83	82
自動車及び軽自	3.5 tを超え、	の動力伝達装置を備えたもの(以下、		
動車(専ら乗用	原動機の最高出	「全輪駆動車」という。)、セミトレー		
の用に供する乗	力が 150kW を	ラーを牽引する牽引自動車及びクレー		
車定員 10 人以	超えるもの	ン作業用自動車		
下の自動車及び		全輪駆動車、セミトレーラーを牽引す	82	81
二輪自動車を除		る牽引自動車及びクレーン作業用自動		
< ∘)		車以外のもの		
	車両総重量が	全輪駆動車	80	81
	3.5 tを超え、			
	原動機の最高出			
	力が 150kW 以			
	下のもの	全輪駆動車以外のもの	79	80
車両総重量が 3.5 t 以下のもの			74	76
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽			72	76
自動車(二輪自動車を除く。)				
小型自動車 (二輪自動車に限る。)		72	73	
軽自動車 (二輪自動車に限る。)			71	73

- 2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものと して構造、騒音防止性能等に関し保安基準第 30 条第 2 項の告示で定める基準は、次の 各号に掲げる基準とする。
- 一 消音器に破損又は腐食がないものであること。
- 二 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。